78　三井住友銀行新小岩支店　小泉　正一　7293618
79　三井住友銀行天下ケ茶屋支店　竹内　健二　7034153
80　三井住友銀行天王寺駅前支店　タガワヒロツグ　1681837
81　三井住友銀行難波支店　マスヤミキ　7611092
82　三井住友銀行西宮支店　松島　美幸　8026029
83　三井住友銀行寝屋川支店　オオハタノボル　6977528
84　三菱東京ＵＦＪ銀行安城支店　井原　　昭　4668811
85　三菱東京ＵＦＪ銀行安城支店　井原　　昭　1276584
86　三菱東京ＵＦＪ銀行インターネット支店　齋藤　賢次　4696676
87　三菱東京ＵＦＪ銀行インターネット支店　齋藤　潤吾　4696536
88　三菱東京ＵＦＪ銀行上町支店　ノグチヒデキ　3938802
89　三菱東京ＵＦＪ銀行烏山支店　渡口　兼徳　4635841
90　三菱東京ＵＦＪ銀行京都支店　松尾　幸利　1291471
91　三菱東京ＵＦＪ銀行神保町支店　栗原　安之　2053695
92　三菱東京ＵＦＪ銀行仙台中央支店　齋藤　孝子　0006252
93　三菱東京ＵＦＪ銀行築港支店　宮崎　裕一　0000457
94　三菱東京ＵＦＪ銀行寝屋川支店　コウノアキラ　3650905
95　三菱東京ＵＦＪ銀行枚岡支店　中西　　毅　0000858
96　三菱東京ＵＦＪ銀行町田駅前支店　ワタナベマサキ　4699218
97　三菱東京ＵＦＪ銀行守口支店　竹脇　浩美　0005996
98　室蘭信用金庫高砂支店　伊藤　忠広　5463736
99　もみじ銀行東京支店　西村　英史　1082651
100　山梨中央銀行本店営業部　小暮　　旭　1949250
101　ゆうちょ銀行　岡野　久生　12310―52527041
102　ゆうちょ銀行　ツルタマサヒロ　10550―39652811
103　横浜銀行横須賀支店　佐藤　和美　2018083
104　りそな銀行江坂支店　上殿　麻生　0083328
105　りそな銀行北九州支店　呼　延　亮　1327736
106　りそな銀行野田支店　石原理一郎　0106989
107　りそな銀行萩ノ茶屋支店　山﨑　涼子　6303280
108　りそな銀行守口支店　影山コウイチ　0122708

⑵　主な犯行態様

ア　親族を装った借入金詐欺

○　あらかじめ携帯電話から電話をかけ、被害者の親族のふりをして「携帯電話を変えて、番号が変わった。」などと連絡した上で、その番号から被害者に電話をかける。

○　被害者の親族を装い、借金返済資金等の借用名下に、何度も現金を指定口座に振り込ませ、だまし取る。

○　主な嘘の内容は、①知人の借金の連帯保証人になったが、その知人に逃げられてしまい、借金を肩代わりしなければならなくなった、②株を買うために、友人から○○万円借りた、③株で損をした、株を売るのに手付が○○万円必要だ、④付き合っていた会社の経理の女性から○○万円を借りたが、その金は会社の金なので横領罪になるから、会社に振り込んでくれ、⑤先物取引に失敗し、人から借りている金を返さなければならない、⑥消費者金融から借りている金を返すための金が必要だ、などというもの。

イ　融資保証詐欺

○　貸金業者「株式会社西日本クレジット」、「株式会社ライフ」等を名乗って融資案内のダイレクトメールを送り、電話で融資を申し込んだ被害者に嘘を言い、指定口座に現金を振り込ませ、だまし取る。

○　主な嘘の内容は、①融資をするには、あなたに返済能力があるかを確認する必要があり、返済能力があることの証明として融資額の８パーセントを振り込んでください。それが確認できれば、融資することができ、その金は融資金と一緒に返金します、②融資をするにあたって保証人を付けることができなければ、保証会社に支払う金を振り込んでください。あなたが融資金をきちんと返済した際には、この金も返金されます、などというもの。

５　開始決定の時における給付資金の額　金1,200万円

６　支給申請期間　平成22年６月28日から同年８月27日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　神戸地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成21年10月16日

⑶　確定年月日　同月20日及び同月31日

⑷　被告人の氏名又は名称　高橋　　亮、近藤　雄次

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人両名は、氏名不詳者らと共謀の上、財産上不正な利益を得る目的で犯した、被害者に対しその親族になりすまして借金返済資金名下に金銭を詐取するなどの詐欺の犯罪行為により得た金銭の帰属を仮装しようと企て、平成20年７月７日から同年11月11日までの間、被害者22名をして、上記詐欺に係る金銭の支払いとして、長崎市銅座町１番11号株式会社十八銀行デジタル出島支店に開設された金剛寺雅紀名義の預金口座ほか51口座に現金合計2,771万3,500円を振込送金等させて同口座に預け入れるなどして、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078―367―6100（内線304）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。